

平成 27 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社スタートトゥデイ
 代表者名 代表取締役 前澤 友作
 (コード番号 3092 東証第一部)
 問合せ先 取締役 CFO 柳澤 孝旨
 電話番号 043 (213) 5171

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 17 回定時株主総会にて、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることになりました。当該法律改正により新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役および社外監査役ではない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように、定款第29条(社外取締役との責任限定契約)および定款第40条(社外監査役との責任限定契約)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第 29 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|---|
| (社外取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、 <u>社外</u> 取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定できる契約を締結することができます。 | (取締役との責任限定契約) 第29条 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く</u>)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定できる契約を締結することができる。 |
| 第 30 条から第 39 条 (条文省略) | 第 30 条から第 39 条(現行どおり) |
| (社外監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、 <u>社外</u> 監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができます。 | (監査役との責任限定契約) 第40条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。 |

以 上